

第 25 回 定 時 株 主 総 会

招 集 ご 通 知

開催日時 2023年6月29日(木曜日)
午後1時～（開場：午後0時30分）

開催場所 東京虎ノ門グローバルスクエア
コンファレンス
東京都港区虎ノ門1-3-1
東京虎ノ門グローバルスクエア4階

議 案 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

目 次

第25回定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	5
事業報告……………	10
連結計算書類……………	29
計算書類……………	32
監査報告……………	35

証券コード 4304
2023年6月13日
(電子提供措置開始日) 2023年6月8日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
株式会社Eストアー
代表取締役 柳 田 要 一

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。
本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第25回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://Estore.jp/prir.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）に「Eストアー」または証券コード「4304」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後6時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午後1時（開場：午後0時30分）
2. 場 所 東京虎ノ門グローバルスクエア コンファレンス
東京都港区虎ノ門1-3-1
東京虎ノ門グローバルスクエア4階
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第25期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した対象書類の一部であります。
- ① 連結計算書類の連結注記表
- ② 計算書類の個別注記表
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年6月29日（木曜日）午後1時（受付開始：午後0時30分）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）午後6時30分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）午後6時30分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（「なりすまし」）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

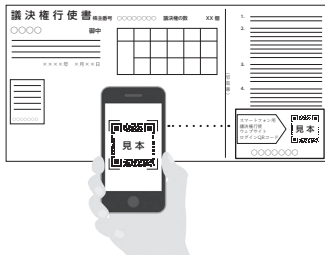
※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

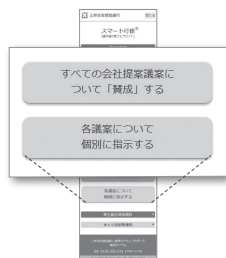
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

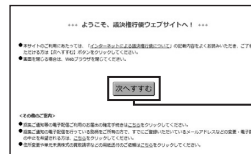
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

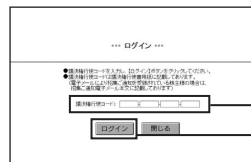
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

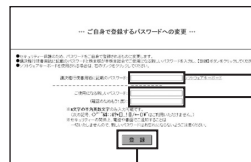
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考資料

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案については、監査等委員会から全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	い し む ら け ん い ち	
1	石村 賢一	(1962年10月14日生) 所有する当社の株式数…………… 150,000株

【略歴、当社における地位及び担当】				
再任	1986年 4 月	(株)アスキー入社	1999年 2 月	当社設立 代表取締役
	1988年10月	同社社長室	2001年12月	(株)インフォビュー 取締役
		広報担当、事業開発担当部長	2004年11月	(株)パーソナルショップ設立
	1990年12月	(株)アスキーエクスプレス設立		代表取締役
		取締役企画部長	2005年 8 月	(株)ワイズワークスプロジェクト
	1991年12月	(株)アスキーエアーネットワーク設立		取締役
		代表取締役	2005年10月	(株)ユニコム設立 代表取締役
	1994年10月	(株)アスキーネット 取締役		(現任)
	1996年 7 月	(株)アスキーインターネットサービス	2006年 7 月	(株)ECホールディングス
		カンパニー 副事業部長		(現 ECH(株)) 取締役
	1998年 6 月	セコム(株)入社	2021年 6 月	当社 代表取締役CEO (現任)
		ネットワークセキュリティ事業部	2022年 8 月	(株)SHIFFON 取締役 (就任)
		スーパーバイザー		

【重要な兼職の状況】

株式会社SHIFFON 取締役

【取締役候補者とした理由】

石村賢一氏は、創業者であり、創業以来、代表取締役として長年にわたり当社の経営を担ってきました。その豊富な経験と実績を活かし、今後は当社グループの経営に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

【特別な利害関係】

石村賢一氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

候補者番号

2

や な ぎ た よ う い ち

柳 田 要 一

(1963年3月13日生)

所有する当社の株式数…………… 57,500株

再 任

【略歴、当社における地位及び担当】

1986年 4 月 (株)リクルート入社
2004年 6 月 (株)リクルート退社
2005年 9 月 当社 入社
2006年 6 月 当社 取締役
2009年 6 月 当社 最高情報責任者(現任)
2018年 6 月 当社 常務取締役
2021年 6 月 当社 代表取締役COO社長(現任)
2022年 6 月 (株)WCA 取締役 (就任)

【重要な兼職の状況】

株式会社WCA 取締役

【取締役候補者とした理由】

柳田要一氏は、営業系・管理系業務に関する、豊富な経験と見識を活かし、代表取締役COO社長として、当社グループの経営全般やガバナンス体制の強化に十分な役割を果たすことが期待できることから、取締役として選任をお願いするものであります。

【特別な利害関係】

柳田要一氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

招 集 ご 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

2000年 5 月	ラピッドサイト(株) (現 GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)) 入社	2013年 2 月	アマゾンジャパン(株) (現 アマゾンジャパン合同会社) 入社 ハードライン事業本部 D I Y & 工具事業部 事業部長
2000年 7 月	(株)アイル (現 GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)) 転籍 商品開発室長	2017年11月	当社 入社
2002年 4 月	同社 事業開発部部長	2018年 4 月	当社 執行役員
2003年 4 月	日本ジオトラスト(株) (現 GMOグローバルサイン(株)) 設立 取締役	2020年 1 月	(株)コマースニジュウイチ 代表取締役社長 (現任)
2006年10月	Hosting & Security Inc. (現 GMO-Z. com USA Inc.) 取締役	2020年 3 月	(株)WCA 取締役
2010年 8 月	株式会社ワダックス (現 GMOグローバルサイン・ホールディングス(株)) 取締役	2020年 6 月	当社 取締役 (現任)
2010年 9 月	同社 リテール本部本部長 同社 リテール営業部部長		

【重要な兼職の状況】

株式会社コマースニジュウイチ 代表取締役社長

【取締役候補者とした理由】

田中裕之氏は、IT及びEコマースに関する豊富な経験と見識を生かし、2017年に当社に入社して以来、マーケティング部門の責任者として当社の事業を牽引してきました。また、2020年にグループ会社の(株)コマースニジュウイチ代表取締役として経営を担い、リーダーシップを発揮し収益向上に貢献する等、当社グループの企業価値向上に資する者として適任であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。

【特別な利害関係】

田中裕之氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

- (注) 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険会社により填補することとしております。なお、保険料は当社が負担しており、各候補者が取締役役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も引き続き被保険者となる予定であります。また、当該保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。

(ご参考)

各取締役に期待される役割や保有するスキル、経験は以下スキル・マトリックスのとおりです。

スキル・マトリックス

氏名		社外	独立性	専門性を発揮できる領域及び経験								
				経営戦略	M&A戦略	財務経理・ファイナンス	法務・コンプライアンス	ESG・ガバナンス	IT DX・研究開発	EC業界知識	営業・マーケティング	グローバルビジネス
取締役	石村 賢一			●	●				●	●	●	
	柳田 要一			●		●	●	●	●	●	●	
	田中 裕之			●					●	●	●	●
監査等委員	越後屋 真弓	●		●		●	●	●		●		
	岩出 誠	●	●	●			●	●				
	中村 渡	●	●	●		●		●				

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

お　お　た　　つ　ぐ　や			
太　田　　諭　哉	(1975年12月16日生)	所有する当社の株式数……………	一株

再　任	〔略歴、当社における地位及び担当〕			
社　外	1998年 4 月	安田信託銀行(株)(現　みずほ信託銀行(株))入行	2006年 3 月	税理士登録
	2001年10月	監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）入社	2006年 6 月	税理士法人スパイラル設立　代表社員(現任)
独　立	2005年 2 月	(有)スパイラル・アンド・カンパニー（現　(株)スパイラル・アンド・カンパニー）　代表取締役社長(現任)	2015年10月	当社　監査役
			2017年11月	(株)ジンズ（現　(株)ジンズホールディングス）　社外監査役(現任)
	2005年 3 月	公認会計士登録 太田諭哉公認会計士事務所 （現　スパイラル共同公認会計士事務所）開業	2021年 6 月	(株)コマースニジュウイチ　社外監査役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

(株)スパイラル・アンド・カンパニー　代表取締役社長
税理士法人スパイラル　代表社員
(株)ジンズホールディングス　社外監査役

〔補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割等〕

太田諭哉氏は、補欠の監査等委員である社外取締役の候補者であります。同氏が監査等委員である取締役に就任された場合、公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等を当社の監査体制及び経営の強化に活かしていただくために、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として同取引所に届け出る予定です。

〔特別な利害関係〕

太田諭哉氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

〔責任限定契約〕

当社は、太田諭哉氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。

(注) 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険会社により填補することとしております。
太田諭哉氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
以　上

事業報告

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、売上高9,449百万円（前年度比64.4%増）、営業利益899百万円（同14.5%減）の増収減益となりました。

増収要因は主にH O I（ハンズオンインキュベーション）事業として、2022年8月（みなし取得日2022年9月30日）に株式会社SHIFFONを連結子会社化したことによります。2022年10月1日以降、同社の業績が当連結会計年度に含まれているため、当社グループの売上高は、大幅に増加しております。減益要因は主にE Cシステムの新機能開発費用、人員体制強化による人件費、採用費用の増加等の戦略的先行投資を期初計画以上に拡大したことによる費用の増加です。その結果営業利益は前年同期に比べ151百万円減少しております。

（参考）主な収益モデル別の売上高

（単位：百万円）

		前連結会計年度	当連結会計年度	増減率
E C事業				
	E Cシステム	4,293	4,541	5.8%
	決済サービス	854	868	1.7%
	マーケティングサービス	599	522	△12.8%
H O I 事業		—	3,516	—
合 計		5,746	9,449	64.4%

※ 当連結会計年度より、株式会社SHIFFONを連結子会社化したことに伴い、報告セグメントを「EC事業」及び「HOI事業」に変更しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は 117,022千円で、その主なものは、サービス提供用のサーバー、ソフトウェア開発等によるものです。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、新子会社の株式取得資金として、金融機関より1,672,000千円の借入を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分の取得又は処分の状況

2022年5月31日付で株式会社クロストラストの全株式をクロスモバイル株式会社に譲渡しました。

2022年8月31日付で株式会社SHIFFONの発行済株式の50.17%を取得し、連結子会社としました。なお、2022年9月1日付で株式会社志風音から株式会社SHIFFONへ商号変更しております。

(5) 対処すべき課題

大企業から中小企業まで幅広く E C を含む D X の総合支援を担う企業グループとして、事業環境の変化に柔軟に対応し、常に高付加価値な提案と施策の実行が可能なグループ体制を構築することが、当社グループの対処すべき課題と認識しております。

・既存事業の収益の拡大

世の中が一斉に D X 化を推進していく時代において、当社グループは、E C システム、決済サービス、マーケティングサービス、を軸とした総合的な提案が可能な E C 事業を展開しています。また、D X 支援として企業に顧客資産を有効活用いただくための提案（OMO 施策の推進）を強化しており、単に販売機能としての E C にとどまらず、サプライチェーンの最適化までの取り組みをグループ全体で強化してまいります。

・新規事業および新商品開発による収益基盤の拡大

当社グループは、これまで蓄積した E C に関する知見や投資資金を有効活用し、秀逸な商品やコンテンツ、多くの顧客等を有しながらも、投資資金と E C ノウハウの不足によりチャンス逃している企業に対し、当社グループが主体となって運営する H O I（ハンズオンインキュベーション）事業を推進しております。本分野においては、引き続き積極的な投資活動を継続し、対象となる企業および当社が双方成長しながら収益基盤を拡大します。

・人材の採用と育成

当社グループが、今後更に事業を拡大していくためには、優秀な人材確保と育成が必要不可欠であると考えております。特に技術者の採用においては、他社との獲得競争が更に激しさを増し、今後も安定した人材確保が必要です。当社グループとしましては、採用市場における認知度向上や社内教育、人事制度の整備等の人材投資に積極的に取り組んでまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第22期 2020年3月期	第23期 2021年3月期	第24期 2022年3月期	第25期 (当連結会計年度) 2023年3月期
売 上 高 (千円)	4,852,935	10,504,870	5,746,946	9,449,401
経 常 利 益 (千円)	526,561	1,073,923	1,078,252	751,297
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	367,794	482,781	677,177	307,724
1株当たり当期純利益 (円)	77.04	100.34	134.68	61.19
総 資 産 (千円)	7,375,828	8,604,257	8,211,599	11,846,828
純 資 産 (千円)	1,746,610	2,343,687	2,789,662	3,353,341

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第24期から適用しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取り扱いに従って、第23期以前について新たな表示方法による組替を行っておりません。
3. （ご参考）第24期以前は、過去の各期に監査されており、今期（第25期）の監査の対象外です。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第22期 2020年3月期	第23期 2021年3月期	第24期 2022年3月期	第25期 (当事業年度) 2023年3月期
売 上 高 (千円)	4,830,027	5,564,130	2,827,549	2,747,230
経 常 利 益 (千円)	430,963	903,709	418,131	250,604
当 期 純 利 益 (千円)	291,665	456,974	259,972	115,828
1株当たり当期純利益 (円)	61.10	94.98	51.70	23.03
総 資 産 (千円)	5,881,043	6,961,255	6,122,327	7,509,088
純 資 産 (千円)	1,504,747	2,076,018	1,974,093	1,898,136

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第24期から適用しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取り扱いに従って、第23期以前について新たな表示方法による組替を行っておりません。
3. （ご参考）第24期以前は、過去の各期に監査されており、今期（第25期）の監査の対象外です。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、大企業から中小企業までの幅広い顧客に対して、自社ECサイトの構築とマーケティングを含む運営を総合的に支援しております。また、サプライチェーンやバリューチェーンを考慮したビジネスの最適化とDX支援を行うと共に、唯一無二の商材を持つ企業に対し、当社の知見や資金サポートを提供する事業を展開しています。

主なEC総合支援サービス

事業部門	サービス分類	事業内容
E C 事業	ECシステム	中小企業向けECシステム（株式会社Eストアー）：自社ECサイトの構築に必要な機能が盛り込まれたSaaSシステムです。また、DX社会の拡大・人手不足・消費者の減少という3つの課題を同時に解決できるソリューションも提供しています。 大企業向けECシステム（株式会社コマースニジュウイチ）：エンタープライズクラスのECサイト構築・運用をトータルにサポートする、パッケージソリューションです。大規模ショッピングサイトで多くの実績があり、ショップフロントの会員登録、商品展示、注文、ホットセール、ニュースなどからバックオフィスの店舗管理、使用者管理、決済処理、受注、配送指示まで求められる機能が全て盛り込まれています。
	決済サービス	決済システム（株式会社Eストアー）：クレジットカード、コンビニ払い、BNPL後払い、Amazon・PayPay等、各種決済事業者とは包括加盟店としてすぐに利用を開始できるサービスです。また、高いセキュリティ、アクセスが集中しても安心のスケーラビリティなどサービスに合わせてカスタマイズが可能な決済専用サービスです。
	マーケティングサービス	ECサイトの制作と構築の代行支援（株式会社Eストアー及び株式会社WCA）：顧客企業のEC売上利益拡大および運営効率改善等の企画戦略と、それに必要となる調査分析が含まれており、常に改善を繰り返します。また、顧客企業に顧客資産を有効活用いただくための提案（OMO施策の推進）を強化しております。
H O I 事業		創業から23年間にわたるD2Cのノウハウと膨大なデータを惜しみなく提携企業に提供します。常に顧客に寄り添い、同じ方向を向いて、二人三脚で発展をしていく共同事業です。 システム、マーケティング、そして人材と資金を投下します。M&Aはもとより、SPCやジョイントベンチャー、あるいはプロフィットシェアモデルのプロジェクトスタイルで行っています。

(8) 主要な営業所 (2023年 3月31日現在)

社名	事業所	所在地
当社	本社	東京都港区
	札幌支社	北海道札幌市中央区
	大阪支社	大阪府大阪市中央区
	福岡支社	福岡県福岡市博多区
株式会社コマースニジュウイチ	本社	東京都港区
株式会社WC A	本社	東京都港区
株式会社アーヴァイン・システムズ	本社	東京都品川区
株式会社SHIFFON	本社	東京都中央区

(9) 従業員の状況 (2023年 3月31日現在)

① 企業集団の従業員数の状況 295 (33) 名 (前期比44名増 (14名増))

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員です。また、休職者を含みます。

2. 臨時雇用者数は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
102名 (10名)	2名減 (4名減)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、正社員です。また、休職者を含みます。

2. 臨時雇用者数は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(10) 重要な子会社の状況 (2023年 3月31日現在)

会社名	資本金(千円)	当社の議決権比率	事業内容
株式会社コマースニジュウイチ	200,024	100.00%	ECサイト構築 ソフトウェア開発・販売
株式会社WC A	30,000	100.00%	広告代理事業
株式会社アーヴァイン・システムズ	3,000	50.20%	ソフトウェア開発・販売
株式会社SHIFFON	30,000	50.17%	アパレル事業

(注) 1. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

2. 2022年8月31日付で株式会社SHIFFONの発行済株式を50.17%取得し連結子会社としております。

(11) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額(千円)
株式会社みずほ銀行	1,030,858
株式会社りそな銀行	224,733
株式会社三井住友銀行	210,000
株式会社三菱UFJ銀行	171,432
その他	170,197

(注) 上記に短期借入金は含めておりません。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

株式会社WCAは、2023年3月6日付をもって、本社を東京都港区虎ノ門一丁目14番1号に移転しました。

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 41,308,800株
- (2) 発行済株式の総数 5,636,636株
- (3) 株主数 8,313名（前期末比1,521名増）
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数(株)	持株比率(%)
株式会社ユニコム	1,801,000	35.81
ビービーエイチ フォー ファイデリティ ロー プラ イスト ストック ファンド（プリンシパル オー ルセクター サポートフォリオ）	174,850	3.47
株式会社ワンド	154,000	3.06
石村 賢一	150,000	2.98
岡三証券株式会社	147,500	2.93
吉田 知広	80,200	1.59
山沢 滋	77,600	1.54
鈴木 智博	60,000	1.19
柳田 要一	57,500	1.14
日野 秀一	53,000	1.05

- (注) 1. 当社は、自己株式607,802株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 株式会社ユニコムは、当社代表取締役である石村賢一が株式を保有する資産管理会社です。
3. 株式会社ワンドは、当社代表取締役である石村賢一の親族が株式を保有する資産管理会社です。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2018年11月8日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債に付された新株予約権の総数	25個
新株予約権の目的である株式の種類と数	・新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とする。 ・新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を下記に記載する転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同等とする。 ・転換価額は、1株あたり1,030円とする。
新株予約権の行使期間	2018年11月29日から2023年11月28日まで
割当先	第三者割当の方法により、発行したすべての新株予約権付社債を投資事業有限責任組合インフレーション I I 号 B に割り当てた。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2023年3月31日現在)

地	位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 C E O		石 村 賢 一	(株)SHIFFON 取締役
代 表 取 締 役 C O O 社 長		柳 田 要 一	最高情報責任者 (株)WCA 取締役
取 締 役		田 中 裕 之	(株)コマースニジュウイチ 代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員 ・ 常 勤)		越 後 屋 真 弓	
取 締 役 (監 査 等 委 員)		岩 出 誠	弁護士法人ロア・ユナイテッド法律事務所 代表社員
取 締 役 (監 査 等 委 員)		中 村 渡	中村公認会計士事務所 所長

- (注) 1. 取締役(監査等委員・常勤) 越後屋真弓並びに、取締役(監査等委員) 岩出誠及び取締役(監査等委員) 中村渡の各氏は、社外取締役であります。なお、岩出誠氏及び中村渡氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立役員であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために越後屋真弓氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役(監査等委員・常勤) 越後屋真弓氏は、EC事業及び管理系業務に関する豊富な経験と知識を有しております。
4. 取締役(監査等委員) 岩出誠氏は、弁護士の資格を有しており、当社を含めて複数の会社において、監査役としての企業監査経験を有しております。
5. 取締役(監査等委員) 中村渡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役古川徳厚氏は、2022年8月31日付をもって辞任いたしました。なお、辞任時における担当及び重要な兼務の状況は、アドバンテッジアドバイザーズ(株)取締役/パートナーでありました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員とは、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険会社により填補することとしております。また、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないよう被保険者が違法に利益又は便宜を得たこと、犯罪行為や法令等の違反することを認識しながら行った行為を補償対象外としております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、その保険料を当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬方針について

当社は、以下のとおり取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度においては、2022年6月29日開催の取締役会にて代表取締役社長柳田要一に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

<監査等委員でない取締役の報酬方針>

監査等委員でない取締役の個人別の年間報酬は、就任直後の取締役会にてその決定方法について諮るものとし、異議が無ければ、原則として当該報酬の決定は代表取締役社長柳田要一に一任するものとする。委任する権限の内容は、監査等委員でない取締役個人別の報酬の額の決定とする。なお、監査等委員でない取締役の報酬は、月例の固定報酬のみとする。ただし、業績連動報酬及び株式等非金銭報酬について支払う場合は本方針とは別に取締役会においてその方針を決議し定めるものとする。

代表取締役社長は、監査等委員でない取締役の個人別の年間報酬につき、株主総会で承認された報酬総額の限度内において、役位、職責、功績、在任年数に応じて世間水準、経営内容、従業員給与とのバランス等を総合的に考慮して決定するものとする。

また、決定された監査等委員でない取締役の報酬は、12分割し、就任翌月から任期終了月まで毎月25日（25日が休日の場合はその前営業日）に支払うものとする。

<監査等委員である取締役について>

監査等委員である取締役の個人別の年間報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定するものとする。なお、監査等委員である取締役の報酬は、月例の固定報酬のみとする。

なお、決定に際しては、株主総会で承認された報酬総額の限度内において、役位、職責、在任年数に応じて世間水準、経営内容、従業員給与とのバランス等を総合的に考慮するものとする。

また、決定された監査等委員である取締役の年間報酬は、12分割し、就任翌月から任期終了月まで毎月25日（25日が休日の場合はその前営業日）に支払うものとする。

(5) 取締役の報酬等の総額

	人 数(名)	報酬額の総額(千円)
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	4(1)	130,093 (1,650)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3(3)	12,720 (12,720)
合計(うち社外役員)	7(4)	142,813 (14,370)

- (注) 1. 上表には、2022年8月31日をもって辞任した取締役(監査等委員を除く。)1名を含んでおります。
2. 2016年6月23日開催の株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は年額 500,000千円以内(うち社外取締役分は100,000千円以内。)と決議いただいております。なお、当該報酬限度額には、使用人分給与は含まれておりません。また、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、3名(うち社外取締役は0名)です。
3. 2016年6月23日開催の株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は年額 100,000千円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名(うち社外取締役は3名)です。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役(監査等委員) 岩出誠氏が代表社員を務める弁護士法人ロア・ユナイテッド法律事務所に所属する弁護士と当社との間には、顧問契約に基づく取引がありますが、同氏は当該顧問契約には含まれておらず、また当社の依頼案件に関与しておりません。
- ・社外取締役のその他の重要な兼職先と当社との間に重要な取引関係その他の特別な関係はありません。

② 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	古 川 徳 厚	当事業年度において、2022年8月31日辞任までに開催された取締役会7回すべてに出席いたしました。数多くの投資先の経営に関与した経験及び経営者としての見地から、取締役会では当該視点からの意見を積極的に述べており、特にM&A、新規事業開発、資金調達等の分野について、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしておりました。
取 締 役 (監査等委員・常勤)	越 後 屋 真 弓	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、また、監査等委員会12回すべてに出席いたしました。E C事業及び管理系業務に関する幅広い見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員)	岩 出 誠	当事業年度に開催された取締役会14回すべて、また、監査等委員会12回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
取締役(監査等委員)	中 村 渡	当事業年度に開催された取締役会14回すべて、また、監査等委員会12回すべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地から取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 77,000千円

② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

84,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 上記以外に、前事業年度に係る追加報酬として1,500千円を当事業年度に支払っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務である内部統制の高度化に関する助言業務などについての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様へ安定した利益還元を行うことを最重要課題のひとつと考えており、経営成績、財政状態、配当性向及び将来の事業展開のための内部留保の充実など、バランスを総合的に勘案して成果の配分を行うことを基本方針としております。

当事業年度につきましては、2023年5月24日開催の取締役会において、利益剰余金を配当原資とし、1株当たり50円（前事業年度は1株当たり40円）とすることを予定しています。

また、当社における剰余金配当の決定機関は取締役会です。剰余金配当は期末配当による原則年に1回の配当を基本方針とし、その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、経営環境等の状況を勘案のうえで判断していきます。

7. 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社取締役会は以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております（2006年5月24日初回決議、2016年6月23日改定決議）。

- (1) 当社及び当社の子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、社会倫理にかなう企業活動を行うため、職務を遂行するうえで指針とする「行動規範」を定める。また、以下の体制を整備する。

- ① 職務権限規程に従い、特定の者への権限集中を回避し、内部牽制システムの確立を図る。
- ② 内部監査は、内部監査規程に基づき、代表取締役社長に任命された内部監査人が行う。
- ③ 法令・諸規則・諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、公益通報者保護規程を制定し、内部通報制度を確立する。
- ④ 社会秩序や健全な企業活動を脅かす反社会勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、取引関係等一切の関係を持たない。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、社内規則（文書管理規程、個人情報保護規程等）に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は、電磁的媒体に記録し、保存する。

- (3) 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び当社子会社に係る組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応につき、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会がリスク管理に関する方針等の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配付等を行うものとする。当社及び当社子会社の各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行う。

当社及び当社子会社は、新たに生じた損失の危険への対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定める。また、必要に応じ、法律事務所など外部の専門家の助言を求め、分析・対策の検討を行う。

- (4) 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社の取締役会は、当社及び当社子会社に関して、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた職務権限規程等を定めるとともに、合理的な経営方針の策定、全社的な重要事項について検討・決定する経営会議等の有効な活用、各部門間の有効な連携の確保のための制度の整備・運用を行う。
- (5) 当社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、当社グループのセグメント別の事業ごとに、それぞれの責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制の管理を行う。
 - ② 当社の関係会社の経営については、当社は、それぞれの自立性を尊重したうえで、関係会社管理規程に従い、関係会社の運営が適切に行われるよう管理するものとする。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査等委員会が必要と認めた場合、監査等委員会の業務を補助するための使用人を置くこととする。
- (7) 前号の使用人の当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
監査等委員会を補助する使用人の評価・人事異動については、監査等委員会と意見交換を行い、監査等委員会の意見を尊重するものとする。
- (8) 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社の子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を速やかに報告する。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

- (10) 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。

- (11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、連携を図っていくものとする。

監査等委員会は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会その他、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。

- (12) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制に関する基本方針」を定める。また、それに従い財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

- (13) 内部統制システムの運用状況

当社は、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

- ① 当社取締役会は、毎月1回開催しております。各部門における職務の執行状況の報告を受け、取締役及び監査等委員である取締役との情報共有と経営管理を行っております。
- ② 当社の監査等委員である取締役は、毎月開催される取締役会に出席しております。また、当社の監査を実施し業務の適切性の確認を行い、これらの結果について監査等委員会を開催し、情報の共有を行っております。
- ③ 当社内部監査部門は、取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保し、職務が効率的に行われていることを定期的に監査し、監査等委員である取締役と監査実施状況や監査結果を相互に報告しております。

(注) 本事業報告に記載の金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,204,870	流 動 負 債	6,838,770
現金及び預金	5,186,676	支払手形及び買掛金	1,181,316
受取手形	21,490	短期借入金	1,378,944
売掛金	1,737,812	1年内償還新株予約権付社債	510,000
契約資産	406,745	1年内返済長期借入金	432,509
電子記録債権	139,865	未払金	204,600
商品	501,348	未払費用	290,976
仕掛品	9,533	リース負債	2,529
原材料及び貯蔵品	17,647	未払法人税等	178,139
前渡金	13,554	未払消費税等	71,416
前払費用	137,695	受り金	256,942
暗号資産	75,536	預り金	2,235,596
未収還付法人税等	21,175	その他	95,798
貸倒引当金	90,101	固 定 負 債	1,654,716
固 定 資 産	3,641,958	長期借入金	1,374,711
有 形 固 定 資 産	317,856	繰上り延税	2,680
建物	211,427	繰上り延税	107,652
器具備品	98,651	繰上り延税	115,421
車両運搬具	3,259	繰上り延税	54,251
リース資産	4,518	負 債 合 計	8,493,487
無 形 固 定 資 産	2,107,704	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	139,301	株 主 資 本	2,766,932
のれん	1,563,366	資本金	768,128
顧客関連資産	389,900	資本剰余金	257,883
その他の資産	15,136	利益剰余金	2,531,548
投資その他の資産	1,216,398	自己株	△790,628
投資有価証券	479,217	その他の包括利益累計額	22,654
関係会社株	334,754	その他有価証券評価差額金	22,654
敷金保証金	297,046	非支配株主持分	563,755
長期前払費用	6,676		
繰延税金資産	83,074		
その他	15,629		
資 産 合 計	11,846,828	純 資 産 合 計	3,353,341
		負債及び純資産合計	11,846,828

連結損益計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,449,401
売上原価		5,516,368
売上総利益		3,933,032
販売費及び一般管理費		3,033,447
営業利益		899,585
営業外収益		
受取利息	9,387	
受取配当金	376	
投資有価証券売却益	431	
開発費支援金	9,400	
ポイント還元収入	9,594	
受取補償金	6,045	
その他	4,207	39,443
営業外費用		
支払手数料	30,000	
支払利息	38,564	
持分法による投資損失	425	
暗号資産評価損	39,249	
デリバティブ評価損	23,813	
為替差損	48,556	
雑損	7,121	187,730
経常利益		751,297
特別損失		
関係会社株式売却損	1,249	1,249
税金等調整前当期純利益		750,048
法人税、住民税及び事業税	309,568	
法人税等調整額	48,922	358,490
当期純利益		391,558
非支配株主に帰属する当期純利益		83,833
親会社株主に帰属する当期純利益		307,724

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式
当 期 首 残 高	768,128	257,883	2,430,138	△790,628
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	-	-	△201,153	-
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	-	-	307,724	-
連 結 除 外 に 伴 う 利 益 剰 余 金 の 増 減 額	-	-	△5,161	-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	101,409	-
当 期 末 残 高	768,128	257,883	2,531,548	△790,628

	株 主 資 本	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	非支配株主持分	純 資 産 合 計
	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		
当 期 首 残 高	2,665,522	13,230	110,910	2,789,662
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△201,153	-	-	△201,153
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	307,724	-	-	307,724
連 結 除 外 に 伴 う 利 益 剰 余 金 の 増 減 額	△5,161	-	-	△5,161
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	9,423	452,845	462,268
当 期 変 動 額 合 計	101,409	9,423	452,845	563,678
当 期 末 残 高	2,766,932	22,654	563,755	3,353,341

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,102,968	流 動 負 債	4,225,973
現 金 及 び 預 金	2,445,362	買 掛 金	224,985
売 掛 金	533,031	短 期 借 入 金	836,000
貯 蔵 品	585	1年内償還新株予約権付社債	510,000
前 渡 金	3,028	1年内返済長期借入金	330,108
前 払 費 用	25,879	未 払 金	51,196
暗 号 資 産	61,994	未 払 費 用	5,882
そ の 他	33,448	未 払 法 人 税 等	5,501
貸 倒 引 当 金	△362	前 受 金	36,864
固 定 資 産	4,402,733	預 り 金 他	2,221,218
有 形 固 定 資 産	187,568	そ の 他	4,216
建 物	106,923	固 定 負 債	1,381,590
器 具 備 品	80,645	長 期 借 入 金	1,327,474
無 形 固 定 資 産	47,382	資 産 除 去 債 務	54,116
ソ フ ト ウ エ ア	47,181	負 債 合 計	5,607,564
そ の 他	200	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	4,167,781	株 主 資 本	1,875,032
投 資 有 価 証 券	410,281	資 本 金	768,128
関 係 会 社 株 式	3,447,621	資 本 剰 余 金	257,883
敷 金	261,693	資 本 準 備 金	244,800
長 期 前 払 費 用	1,996	そ の 他 資 本 剰 余 金	13,083
繰 延 税 金 資 産	46,189	利 益 剰 余 金	1,639,648
資 産 合 計	7,505,701	利 益 準 備 金	114,296
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1,525,352
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,525,352
		自 己 株 式	△790,628
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	23,104
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	23,104
		純 資 産 合 計	1,898,136
		負債及び純資産合計	7,505,701

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(自 2022年 4 月 1 日)
(至 2023年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		2,747,230
売 上 原 価		1,569,345
売 上 総 利 益		1,177,885
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		972,482
営 業 利 益		205,403
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
有 価 証 券 利 息	8,159	
受 取 配 当 金	89,486	
為 替 差 益	9,952	
そ の 他	12,727	120,328
営 業 外 費 用		
支 払 手 数 料	30,000	
支 払 利 息	14,345	
暗 号 資 産 評 価 損 失	30,713	
雑 損	68	75,127
経 常 利 益		250,604
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 売 却 損	1,249	1,249
税 引 前 当 期 純 利 益		249,355
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	80,807	
法 人 税 等 調 整 額	52,718	133,526
当 期 純 利 益		115,828

株主資本等変動計算書

(自 2022年 4 月 1 日)
(至 2023年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 金 準 備 金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	768,128	244,800	13,083	257,883	114,296	1,610,676
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△201,153
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	115,828
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△85,324
当 期 末 残 高	768,128	244,800	13,083	257,883	114,296	1,525,352

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 等	純 資 産 計
	利 益 剰 余 金 利 益 剰 余 金 計 合	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合	差 額	
				そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	1,724,973	△790,628	1,960,356	13,736	1,974,093
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△201,153	-	△201,153	-	△201,153
当 期 純 利 益	115,828	-	115,828	-	115,828
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	9,368	9,368
当 期 変 動 額 合 計	△85,324	-	△85,324	9,368	△75,956
当 期 末 残 高	1,639,648	△790,628	1,875,032	23,104	1,898,136

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社 E ストアー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京 都 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 下 井 田 晶 代

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 杉 原 伸 太 朗

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社E ストアーの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社E ストアー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社 E ストアー
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京 都 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 下 井 田 晶 代

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 杉 原 伸 太 朗

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社E ストアーの2022年4月1日から2023年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第25期事業年度における取締役の職務の遂行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の遂行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社Eストアー 監査等委員会

常勤監査等委員	越後屋 真弓	㊞
監査等委員	岩 出 誠	㊞
監査等委員	中 村 渡	㊞

(注) 監査等委員 越後屋 真弓、岩出 誠及び中村 渡は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

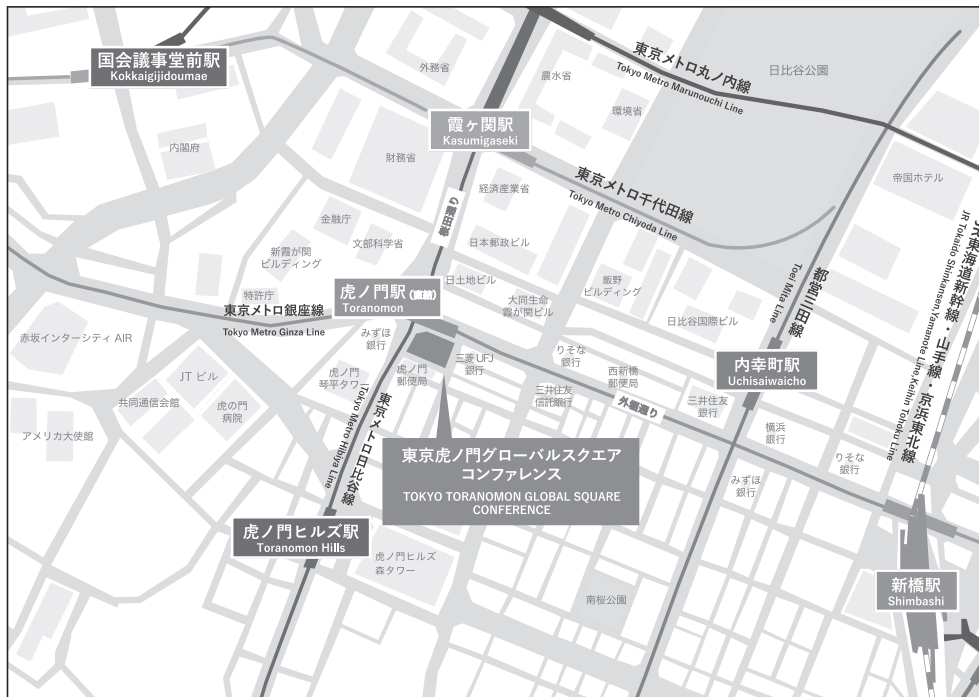
株主総会会場のご案内

東京虎ノ門グローバルスクエア コンファレンス

東京都港区虎ノ門1-3-1

東京虎ノ門グローバルスクエア 4階

TEL(03)6712-7147 (代)



交通機関のご案内

- ・銀座線「虎ノ門駅」より直結・徒歩1分（12番出口）
- ・丸ノ内線、日比谷線、千代田線「霞ヶ関駅」より徒歩4分（A12出口）
- ・三田線「内幸町駅」より徒歩6分（A3出口）
- ・日比谷線「虎ノ門ヒルズ駅」より徒歩6分（地下通路直結）

株主様用の駐車場はご用意しておりませんので、上記の公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。